

日本ゲツツナー株式会社の 製品及びサービスに関する 基本的売買及び引渡条件



第1条 適用範囲

(1) 当社の製品の供給及びサービスの提供(例:供給された製品の計算、測定及び材料の選択、コンサルテーション/推奨、設置(グラフィックによる表示、企画等を含む)、説明及び検収)のすべてに、以下の条項及び条件(「**本条件**」)が適用されるものとする。本条件は、特定の場合に言及により契約の一部として組み込まれていない場合であっても、将来の取引にも適用されるものとする。顧客は、当社の申込みを承諾し又は実行することにより、本条件を無制限に認めたものとみなされる。口頭による付帯契約及び本条件からの逸脱事項は、当社が書面により確認した場合にのみ有効とする。例外的な場合に両当事者が署名した文書により明示的に別段の合意がなされた場合、これらの逸脱事項は当該特定の取引にのみ適用される。

(2) 当社が書面により明示的に承認しない限り、顧客又は第三者の条項及び条件は適用されない。顧客又は第三者の条項及び条件を含むか、又はこれらについて言及している書面について当社が言及している場合であっても、当社が当該条項及び条件の適用に同意したものとは解されないものとする。

第2条 見積り、承諾、注文確認及び渡譲禁止

(1) 当社の見積りは拘束力を有さず、変更される場合がある。当社は、注文請書により注文を承諾し、郵便、ファックス又は電子メールにより注文請書を顧客に送付する。注文請書によって契約は拘束力をもつものとなる。当社は、理由を示すことなく注文の承諾を拒否することができ、これを理由とする賠償請求は明示的に除外される。

(2) 両当事者が達した合意及び本条件への修正及び変更は、書面により行われた場合にのみ有効である。

(3) サンプルの品質、特性、形態、デザイン及び機能は、供給される商品/提供されるサービスと異なる場合がある。

(4) 顧客は、商品の供給又は契約の主題事項の提供に関する自己の権利を他人に譲渡することはできない。

第3条 価格

(1) 別段の合意がなされない限り、契約締結日における当社の価格は、慣習的な梱包を含む日本円による正価とする。顧客は、特別な梱包(例:ユニット梱包、海上輸送用の梱包)について支払う。

(2) 顧客側の理由により商品の供給又はサービスの提供が遅延した場合、結果として高くなった費用を補償するためにより高い価格を請求する権利を有する。その場合、当社が被ったその他の損害に関して当社が賠償を受ける権利は失われないものとする。

(3) 顧客は、当社が書面により明示的にその支払義務を引き受ける場合を除き、供給品/サービスを引き受ける際に支払うべきすべての租税、関税、その他の賦課金を支払うものとする。

第4条 履行場所、引渡し、引渡遅滞、受領拒否、受領

(1) 商品の供給/サービスの提供を別の場所で行うことが合意された場合であっても、日本国内の履行場所は、日本国における、当社による発送地とする。

(2) 商品は、顧客の費用及び危険負担において発送及び運搬される。

危険は、履行場所において納品物が顧客に提供され次第、顧客に移転するものとする。顧客が納品物を受領しない場合、顧客は、当該納品物の受領を拒否しているものとみなされる。更に、当社の引渡しはなされたものとみなされ、当社は、顧客の費用負担において商品を保管する権利を有する。結果として生じる保管費用は遅滞なく当社に支払われるべきものとする。サービスに係る危険は、顧客がサービスの提供を受け次第、顧客に移転するものとする。顧客は、対価を支払い、対価の支払いを約束し、意図された目的のためにサービスを使用し、又はその他のフォローアップ作業のためにサービスを使用した場合、当社のサービスの提供を受けたことになる。

(3) 当社は、部分的な引渡し及び部分的なサービスの提供を行うことが契約の目的を考慮して顧客の利益となり、かつ顧客がこれにより著しく余分な努力を要しない場合は、部分的な引渡し及び部分的なサービスの提供を行つ権利を有する。すべての契約条項は、部分的な引渡し及び部分的なサービスの提供についても適用される。

(4) 当社の支配を超える予見不可能な一時的状況(不可抗力、サブサプライヤーからの供給の遅延、原材料の不足、機械の大幅な故障等)のために当社が合意された日付までに商品の供給又はサービスの提供を行うことができない場合、当社は、次に可能な日に商品の供給又はサービスの提供を行つものとする。ただし、顧客が当該日に供給品/サービスを受領するが合理的に期待できることを条件とする。顧客が一時的状況により生じた遅延により供給品/サービスを受領するが合理的に期待できない場合、顧客は遅滞なく書面で通知することにより契約を解除することができる。これらの事由により当社の商品の供給又はサービスの提供が著しく困難又は不可能になった場合であって、その支障が単に一時的なものではない場合、当社は契約を解除

することができる。

(5) 顧客に輸入許可が付与されない場合であっても、顧客はその義務の履行を免除されないものとする。

(6) 商品の供給及び/又はサービスの提供の時期は、当事者間の合意に基づくものとする。この期限を遵守するうえで、当事者間においてすべての営業面及び技術面の問題が明確になり、かつ顧客がそのすべての義務(例:必要な公的許可又は承認の提出及び前払金の支払い)を履行している必要がある。そうでない場合、又はその後に何らかの変更があった場合、引渡時期は合理的な程度に延長されるものとする。当社は、顧客の要請に応じて、顧客に対し新たな引渡日を連絡し、又は新たな注文請書を発行するものとする。

(7) 引渡期限の失効までに商品又はサービスが当社の工場から出荷された場合、又は当社が商品の発送準備が整った旨を顧客に通知した場合、引渡期限は遵守されたものとする。これは受領が必要な場合にも適用される。

(8) 受領が必要な場合、引渡された商品/サービスは、納品物/サービスが完成しており、かつ本第4条(8)の規定に従って当社が顧客に当該商品/サービスの受領を求めた場合であって、(i)商品/サービスの引渡しから12営業日が経過したとき、(ii)顧客が購入品の使用を開始している場合は、商品/サービスの引渡しから6営業日が経過したとき、又は(iii)顧客が、商品/サービスの使用が不可能となる、又はその使用に重大な影響を与えるような欠陥を自ら当社に通知した場合以外の何らかの理由により、上記(i)又は(ii)の期限内に商品/サービスを受領しないときは、検収が行われたものとみなされる。

第5条 保証

(1) 当社は、契約の主題事項(商品又はサービスの提供)が当社の製品及びサービスの仕様と一致することを保証する。これらの製品及びサービスの仕様を検査することにより、顧客は、当社の製品及びサービス並びにその特性(その製造公差、材料、特性及び機能を含むが、これらに限定されない)を自ら把握すべきものとする。

(2) 顧客が保証に関する権利を有するためには、商法第526条に従ってすべての検査義務及び欠陥通知義務を適切に履行していることを条件とする。顧客は、商品の引渡しから10営業日以内に書面により欠陥を当社に通知しない限り、明らかな欠陥又は迅速かつ入念に検査をすれば明らかになっていたはずのその他の欠陥に關し、引渡された商品を、承認したものとみなされる。その他の欠陥に關しては、当社が、欠陥が発見された時点から3営業日以内に欠陥に関する通知を受領しない限り、納品物は顧客により承認されたものとみなされる。顧客が通常の使用中により早く欠陥を発見することができたであろう場合、当該発見することができたであろう日が通知期間の開始日となる。引渡された商品/サービスの欠陥を証明するには常に顧客の責任である。

(3) 欠陥のある商品は、当社の明示的な事前の同意がある場合に限り、当社の費用及び危険負担において返品することができる。当社の事前の同意なしに商品が返品された場合、当社は、返品された商品の受入れを拒否し、顧客の費用負担においてこれを返送することができる。

(4) 商品に欠陥があった場合、顧客は、欠陥の是正又は欠陥のない商品の引渡しという形態により追加履行を受ける権利を有する。追加履行ができなかつた場合、顧客は購入価格を減額し、又は契約を解除することができる。

(5) 当社は、顧客若しくは第三者による不適当若しくは不適切な使用、不適切な輸送若しくは保管、欠陥のある組立て若しくは試運転、通常の損耗、摩耗部品、不正確若しくは不注意な取り扱い、不適切な保守、不適当な補助材料、欠陥のある建設工事、不適当な基礎、化学的影響、電気化学的影響、若しくは電気的影響、又は不適当な建材の使用があった場合には、特に、いかなる保証をも提供しない。

(6) 更に、顧客が当社の同意なしに引渡された商品を変更し、又は第三者に変更させ、欠陥の是正を不可能又は不適に困難にした場合、当社はいかなる保証も提供しない。いずれの場合においても、変更による欠陥の是正にかかる追加費用は、顧客が負担するものとする。

(7) 顧客は、引渡された商品が製造物責任法の定義における欠陥にあたるような状況にどのようなかたちであれ気づいた場合、遅滞なく当社に通知するものとする。

第6条 責任

(1) 製造物責任法の適用範囲を超えて、当社は軽過失及び重過失について責任を負わないものとする。

(2) 更に、故意または重過失による契約違反の場合を除き、当社の損害賠償責任は、予見可能な通常損害に限定されるものとする。よって、当社は、結果的損害(逸失利益又は商品の返還に係る費用を含むが、これらに限定されない。)については責任を負わない。当社が不履行に陥り、これにより顧客が損害を被った場合、顧客は、不履行に関して、全納品物及び/又は全サービスのうち、遅延により適切に使用すること及び/又は契約に従つて使用することができる

なかつた部分の価額の3パーセント相当の一括賠償を請求することができる。顧客が(法律上の例外を考慮のうえ)合理的な履行期限を設定して催告し、当社がこの期限を遵守しない場合、顧客は、法の規定に従って契約を解除する権利を有するものとする。

(3) 法律が認める範囲内において、当社の責任は、当社の製品及びサービスの各発注額に限定されるものとする。但し、(i)当社の製品が航空機、乗用車又は船舶に使用された場合であつて、かつ、(ii)各発注額が6500万円(日本円)を超える場合、当社の責任は、6500万円(日本円)までに限定されるものとする。これは、特に設置費用及び取り外し費用にも適用される。

(4) 当社は、引渡された商品が顧客又はそのバイヤーの製品に組み込まれたことにより欠陥が生じた場合は責任を負わないものとする。当社は、顧客からの指示(例:建設の詳細、仕様、計画、又は保管若しくは輸送に関する規制)が原因で引渡された商品が誤って製造、保管又は供給された場合も、責任を負わないものとする。

(5) 疑義を回避するために付言すると、当社の製品は、乗用車、船舶及び/又は航空機への適用(以下、「**特別な適用**」と総称する。)を意図しておらず、これに適しておらず、かつこれへの適合性は検査されていない。当社の明示的な書面による同意なしに当社の製品を特別な適用に使用することは厳に禁止されており、当社は当該状況下において、いかなる危険をも引き受けない。

特別な適用のために当社の製品を使用する際の危険と責任は、顧客が排他のに単独で負担するものとし、顧客は、これに関して全面的に当社を補償しかつ当社に損害を被らせないものとする。

(6) 前述の規定にかかるわらず、生命、身体又は健康への有責被害に関する責任、保証された特徴に関する責任、並びに製造物責任法に基づく責任は、影響を受けないものとする。

(7) 上記に明示的に別段の記載のない限り、当社の責任は除外されるものとする。

第7条 所有权の留保

(1) 当社は、顧客がそのすべての義務(購入価格の全額の支払いを含むが、これに限定されない。)を履行するまで、引渡された商品の所有権を留保する(商品の所有権は留保される)。当社は、顧客が契約に違反し、支払をしない場合、商品の返還を求めることができる。

(2) 当社は、顧客の費用負担において、盗難、破損、火災及び水害による棄損、並びにその他の棄損に備えて引渡された商品に保険を付すことができるが、顧客がかかる保険を購入していることが明らかな場合はこの限りではない。

(3) 顧客は、購入価格を全額支払わない限り、事前の書面による同意なしに引渡された商品を再販売し、質入れし、又は担保として譲渡してはならない。顧客は、第三者が商品を質入れし、差し押さえ、その他処分した場合は、遅滞なく書面により当社に通知するものとする。

(4) 顧客は、所有権留保の対象商品を再販売した場合、当社の購入価格(消費税を含む)の金額を上限として、かかる再販売から生じるすべての請求権、又はその他の実現した利益を当社に対して既に譲渡しているものとする。顧客は、譲渡についてその帳簿に記録することを約束する。顧客は、さらなる通知があるまで、譲渡されたこれらの請求権を、自己の名において、ただし当社の勘定において回収することができる。顧客は、所有権留保の対象商品が信用販売で再販売された場合であっても、商品の所有権を自らのために留保する義務を負う。

(5) 引渡された商品は、常に当社に代わって顧客により設置又は加工される。引渡された商品が当社の所有しない他の商品と一緒に設置又は加工された場合、当社は、他の商品の価額と引渡された商品の価額との割合に応じて、新たな商品の共同所有者になるものとする。更に、加工により生成された商品には、所有権留保の状態で引渡された商品に適用されるのと同一の規定が適用される。

(6) 顧客は、所有権留保の対象商品の破壊又は棄損から生じたその保険金又は損害賠償請求権を当社に譲渡する。

(7) 所有権留保の対象商品を、質入れ又は担保として譲渡することはできない。

(8) 当社は、商品の返還を求めることにより当社の所有権を主張した場合、任意売却又は競売により商品を処分することができる。当社は、かかる任意売却又は競売により生じた利益(ただし、本来合意された価格を超えないものとする。)をもって商品の返還を求めることができる。当社は、損害賠償請求権を留保する。

第8条 支払い、不履行、留置

(1) 支払いの履行場所は、東京にある当社の登録事務所とする。

(2) 購入価格は、いかなる控除も行われることなく、費用及び手数料の支払義務もなく、当社から請求書を発送した月の翌月末までに支払われるものとする。

(3) 購入価格が期限どおりに支払われない場合、当社は、(i) 滞納金額が支払われるまで当社の義務の履行を延期し、(ii) 商品の引渡し又はサービスの提供の時期を合理的に延長し、(iii) 未払いの購入価格の全額の即時支払いを請求し、(iv) すべての督促費用及び回収費用、並びに法定の滞納利息を請求し、又は(v) 顧客が合理的な猶予期間内に支払いを行わない場合は契約を解除する権利を有するものとする(契約上の履行が分離可能であっても、当社は契約全体を解除し、逸失利益について損害賠償を請求することができる。)。なお、上記5項目の権利は、個別に又は相互に関連して行使することができる。

(4) 顧客の資産について執行手続きが行われる場合、又は顧客の支払能力に疑問がある場合、当社は、(i) 支払期日に関わらず、すべての債権の即時支払いを請求し、(ii) なお未履行の契約に基づくすべての引渡し及びサービスを差し控え、前払いされた場合にのみこれらを提供する権利を有する。顧客が前払いを拒否した場合、当社は契約を解除し、逸失利益について損害賠償を請求することができる。

(5) 顧客が受け取りを拒否した場合でも、購入価格は遅滞なく支払われなければならない。

(6) 特に他の目的がある場合でも、支払いは常に最初に生じた債務、並びにこれに起因する利息及び費用を填補するために計上される。

第9条 相殺及び顧客の留置権

顧客は、その反対債権について争いがない場合、又はその反対債権が最終的に立証されたものである場合に限り、当該反対債権を相殺し、留置権を主張することができる

第10条 時効

顧客の債権の時効の期間は、その法的根拠に関わらず、12か月とする。法律が定める期限は、故意又は詐欺的行為の場合、及び製造物責任法による債権の場合に適用されるものとする。

第11条 財産権

(1) 当社は、登録の有無、登録出願の有無、登録が可能か否かに関わらず、顧客に提供された設計図、書面、見積書、技術文書、サンプル、カタログ、趣意書、ツール、ソフトウェア並びに同様の資料及びデータ(「本件マテリアル」)に関するすべての知的財産権(とりわけ、特許権、商標権、意匠権、著作権等)の所有者である。当事者間で契約上合意した使用を超えて本件マテリアルを使用(本件マテリアルの複製、拡散、公表、公衆への伝達、及びデモンストレーションを行うことを含むが、これらに限定されない。)する場合、当社の明示的な同意を要するものとする。引渡された商品に財産権が含まれている場合、顧客は、引渡された商品(その文書類を含む。)を意図された目的のために使用する非独占的な権利を付与される。

(2) 顧客は、当社の供給するゲツナー製品を構成要素に含む工業所有権の登録出願を行う場合、当社の事前の書面による同意を得るものとする。当社は、顧客が当社の同意なく無許可で財産権の登録出願を行うことを明示的に禁止する。財産権が(顧客に対して)認められた後、当社は、いかなる場合においても、出願された財産権のすべてを使用する無償かつ非独占的な権利を有するものとする。顧客は、当該義務をその法律上の承継人に対して移転及び譲渡することを約束する。

(3) 製品及びサービスを公に(例えば参考として)使用及び掲示するためには、当社の明示的な書面による同意を要する。

(4) 顧客に提供されたか、その他により顧客の知るところとなった、当社、当社の製品、販売業者又はその他の顧客に関する文書又は情報を、当社の競合企業等を含む第三者に対して伝達又はその他の方法により提供してはならない。当該義務は、顧客に提供されたか、その他により顧客の知るところとなった、サンプル、図面、書面、見積書又は広告素材等の文書にも適用されるものとする。当社は、これらの文書に関するすべての権利を保有する。

(5) 顧客は、自らが提供した図面、スケッチ、模型等が第三者の権利により阻害されていないことを保証する。顧客は、上記項目に関する権利侵害を理由に当社に提起されたすべての請求から当社を補償し、かつ当社に損害を被らせないものとする。かかる権利が主張された場合、当社は、通知なしに契約を解除し、法的状況を検討することなく直ちに当社の供給/サービスを終了することができ、顧客は、当社に対していかなる請求をも主張する権利を有しないものとする。

第12条 裁判管轄及び適用法

- (1) 本契約は、(国際私法及び国際物品売買契約に関する国際連合条約の規定を除き)日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。
- (2) 本契約に起因又は関連するすべての紛争については、日本国の東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。本規定は、専属的裁判管轄に関する強行法規には影響を及ぼさないものとする。
- (3) しかしながら、当社は、顧客に対する請求を、管轄権を有するその他の裁判所にも提起することができる。

第13条 最終規定

- (1) いずれの当事者も、50パーセントを超える瑕疵又は数量不足を理由として契約の無効を申し立ててはならない。
- (2) 契約のある条項が無効若しくは執行不能であるか、契約の締結後に無効若しくは執行不能となった場合、契約の残りの条項には影響を与えないものとする。無効又は執行不能な条項は、契約を補足的に解釈することにより、当該無効又は執行不能な条項によって両当事者が追及しようとした経済的目的を最もよく反映した有効かつ執行可能な条項と、差し替えられるものとする。これは、契約に何らかの差異がある場合にも適用される。
- (3) 本契約は日本語版の定めが優位するものとし、正本となる。英語版は参照用としてのみ準備される。

現状:2019年4月